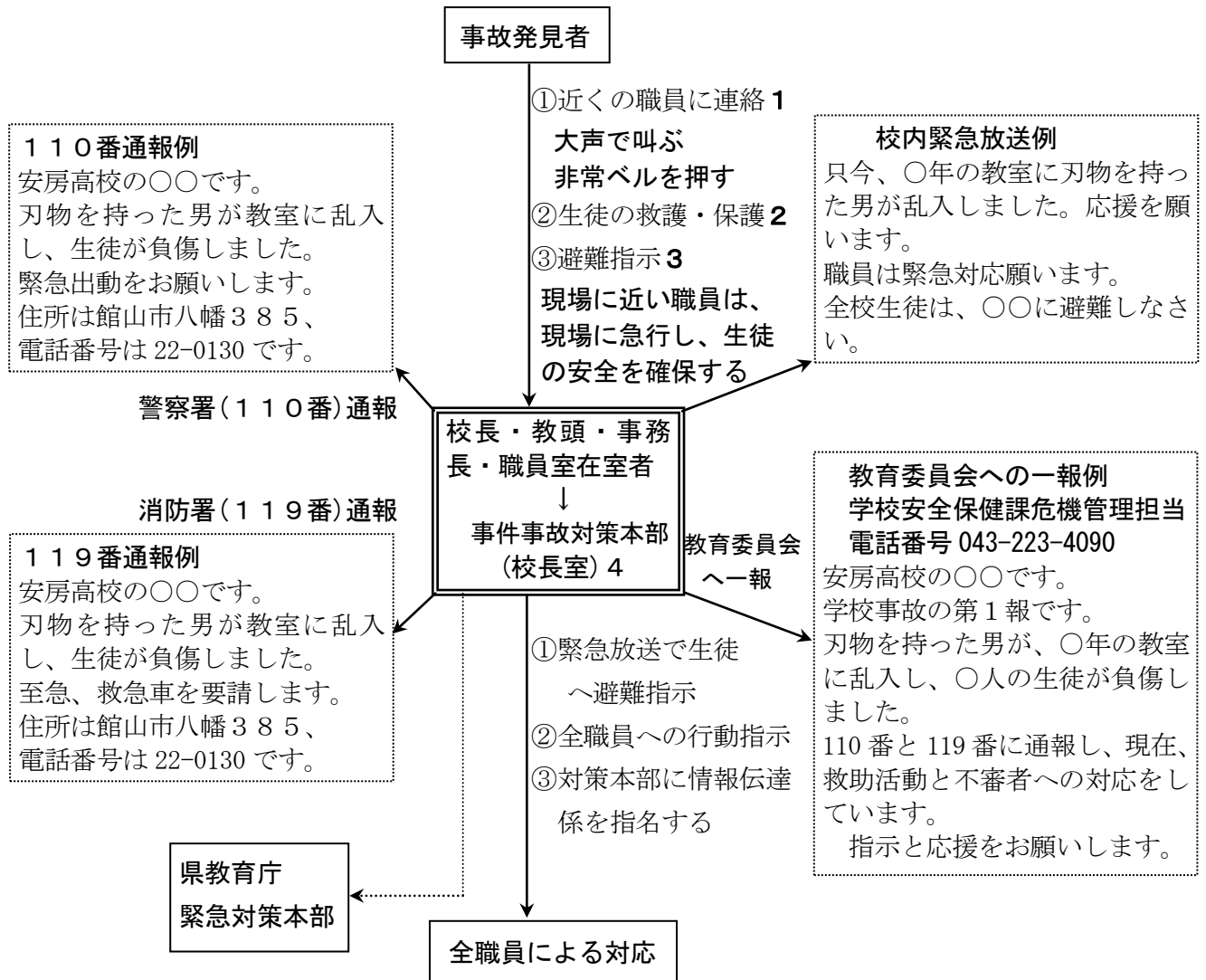


生徒の安全確保に対する緊急対応マニュアル

(不審者侵入による事故発生等の対応)

千葉県立安房高等学校



校長・教頭 事務長	教務主任 総務部長	学級担任等	生徒指導主事 生徒指導部職員	養護教諭 保健主事	事務職員
・陣頭指揮 ・職員への連絡調整 ・被害生徒の家庭訪問等 ・外部機関との連携 ・報道機関の対応等 5	・関係保護者への連絡 ・PTA役員への連絡 ・全保護者への連絡等 6	・避難誘導 ・安全確認 ・安全指導 ・保護者への引き渡し ・被害生徒の家庭訪問等	・現場へ急行 ・不審者への対応等	・応急処置 ・救急車同乗 ・医療機関との連携	・電話応対 ・各種連絡等

※1, 2, 3, 4, 5, 6は「事故発生時の対応とその後の処置」を参照

事故発生時の対応とその後の処置

1 近くの職員への連絡

- (1) 迅速・確実に連絡する。
 - ア 繰り返し大声で叫ぶ（「助けてくれ」「事故発生、応援願います」）
 - イ 付近の火災報知器のベルを押す。
 - ウ 校内電話で職員室、事務室へ連絡する。
 - エ 近くにいる生徒を近くの教室・職員室に走らせる。
- (2) 緊急事態の発生を知った職員は、直ちに現場に急行し、生徒の安全を確保する。
- (3) 現場に急行する職員は、自らが担当するクラスの生徒に避難指示をするか、他の職員に避難誘導を依頼する。

2 応急処置

- (1) 医療機関へ連絡する。（救急車の要請、病院への連絡、学校医への連絡等）
- (2) 救急処置を行う。（AEDの活用等）
- (3) 保護者へ連絡する。（症状、状態、搬送先、保険証持参指示等）

3 避難指示・誘導

- (1) 授業中等、職員が生徒を掌握できるときに事故が発生した場合、事故発生場所を確認し、安全な場所または安全な方向に避難誘導する。
- (2) 休憩時間等、職員が生徒を掌握していないときに事故が発生した場合、事故発生場所付近の清掃監督者(火元責任者)は担当区域に急行し、周辺にいる生徒を集合させ、安全な場所・方向に避難誘導する。

4 事件事故（校内）対策本部の設置

- (1) 事故発生と同時に、緊急対応マニュアルによる初期対応を進めるとともに、校長室に事件事故（校内）対策本部を設置する。
- (2) 校長を対策本部長とし、直ちに必要な指揮をとる。
- (3) 対策本部と現場対応者との間の情報伝達を迅速かつ確実にを行うため、情報伝達係を指名する。
- (4) 情報を集約し、逐一板書し、随時確認に努める。
- (5) 逐次、教育委員会と連絡をとり指示を受ける。
- (6) 警察・消防等の関係機関や県教育庁現地対策本部（各教育事務所単位）と連絡を取り合う。

5 報道機関への対応

- (1) 取材には、校長又は教頭が対応し、窓口を一本化する。
- (2) 取材には、資料に基づいた事実を正確に伝える。数字や固有名詞などは正確を期するためなるべく資料を提供する。
- (3) 取材内容が警察の捜査上、発表できないものは、その理由をはっきり述べ、了解を得る。
- (4) 取材された事柄が何時に報道されるかをできるだけ確認する。
- (5) 記者会見を開催する場合の日時・場所・内容・発表者については、県教育委員会に連絡し、指示を受ける。

6 保護者・地域への事情説明会の実施

- (1) 大事故が発生した場合は、保護者・地域住民の不安を取り除き、その後の協力を得るために、早急に事情説明会を実施する。
- (2) 実施に当たっては、事前に県教育委員会に連絡し、指示を受ける。
- (3) 憶測ではなく、事実について説明する。

説明内容

- ア 事故発生時の様子と学校での対応
 - ・発生日時 ・場所 ・加害者及び被害者 ・怪我の程度、収容先病院
 - ・事故発生時の状況と学校の対応
- イ 今後の対応
 - ・休校措置等今後の見通し ・家庭訪問等被害者への対応 ・今後の安全対策
 - ・警察との連携
- ウ 協力依頼
 - ・地域パトロール ・不審者情報の提供

7 心のケア

- (1) 関係生徒の精神的状況の把握

ア 方法

- ・本人からの聴取 ・本人の行動観察 ・保護者等からの聴取
- ・関係者からの聴取

イ 内容

- ・極度のおびえ ・不安 ・不眠 ・閉じこもり ・周囲への過敏な反応 ・登校拒否
- ・緘黙 ・幻聴 ・その他特異な言動

- (2) 心のケアが必要と判断される場合

- ア 教職員が個別面接相談や家庭訪問を行う。
- イ 地域の関係機関・団体に面接相談等を依頼する。

- (3) 専門的な心のケアが必要と判断される場合

- ア スクールカウンセラー等の派遣を要請する。
- イ スクールカウンセラー等は、生徒の心のケアに当たるとともに、教職員は助言・援助等に当たる。

8 正常な教育活動の再開

- (1) 安全が確保され、生徒が安心して学校生活を送れる体制が整ったことを確認する。

確認事項

- ア 犯人の逮捕等直接的な原因が除去されたか。
- イ 被害者等の生徒の心のケアが行われ、不安が取り除かれたか。
- ウ 保護者及び地域住民の理解は得られたか。
- エ 同種事故の再発防止策は徹底されたか。

- (2) 保護者あての文書で教育活動の再開を知らせる。

- ア 上記(1)の確認がなされたことを報告するとともに、授業の再開を知らせる。
- イ 併せて家庭における配慮事項を明記し、協力を依頼する。